

令和2年度

業 務 概 要

《令和元年度事業年報》

長野県松本児童相談所

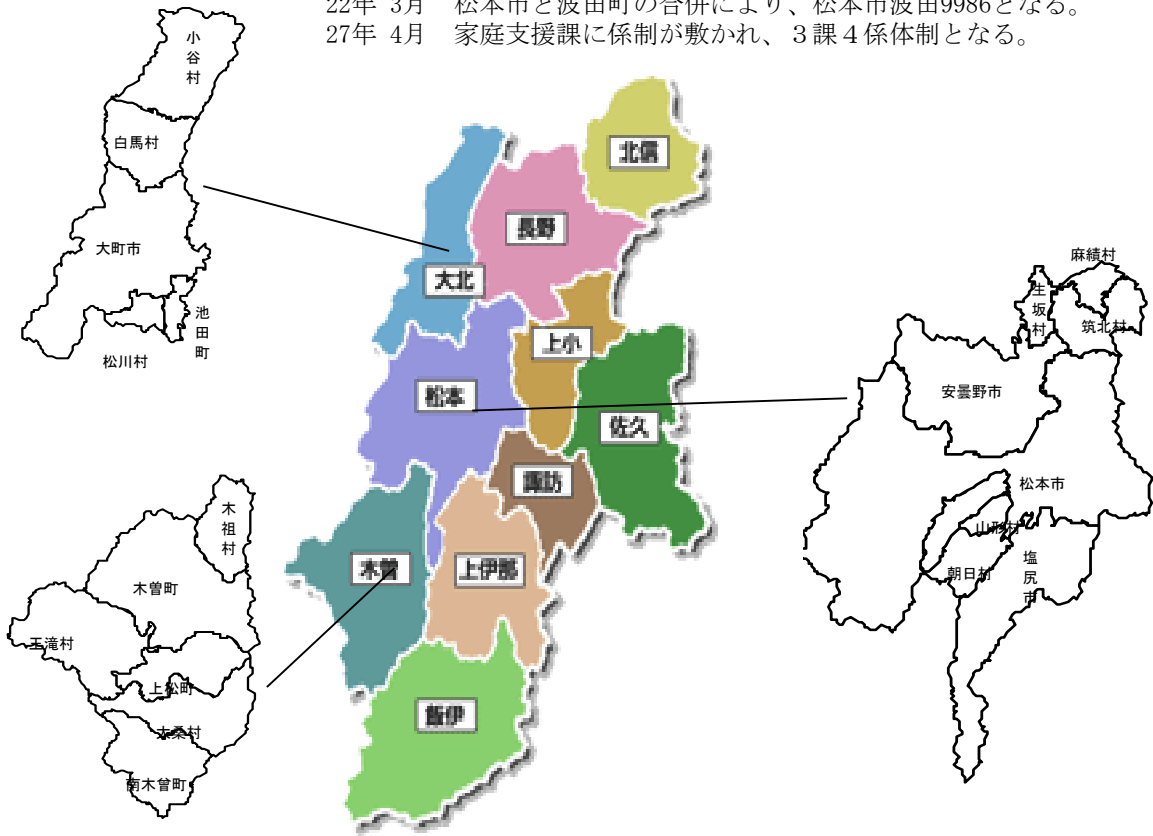
目 次

《項目》	《頁》
I 松本児童相談所について	1
1 令和2年度 運営方針	2
2 令和2年度 事業内容	3
3 相談の種類及び主な内容	4
4 相談業務の流れ	5
II 児童相談の状況について	6
1 児童相談の推移	6
(1) 経路別受付状況	
(2) 相談種別受付状況	
(3) 相談結果の状況	
2 相談種別相談結果の状況	9
3 年齢別相談受付状況	10
4 市町村別相談受付状況	11
5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況	12
6 児童福祉施設等措置状況	13
(1) 入退所・年度末在籍の状況	
(2) 措置解除の理由	
(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況	
(4) 市町村別入所・委託措置開始状況	
(5) 市町村別年度末在籍状況	
7 里親の状況	16
(1) 登録里親の状況	
(2) 里親委託児童の年齢別状況	
(3) 市町村別の状況	
8 一時保護の状況	17
(1) 目的別保護状況	
(2) 相談種別保護状況	
(3) 年齢別相談種別保護状況	
9 一時保護委託の状況	18
(1) 委託先別保護状況	
(2) 目的別保護状況	
10 養護相談の状況	18
11 障がい相談の状況	19
(1) 療育手帳交付の状況	
(2) 重症心身障がい児（者）の状況	
12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況	20
(1) 1歳6か月児精神発達精密健診	
(2) 3歳児精神発達精密健診	
III 児童虐待相談について	21
1 児童虐待相談の推移	
2 児童虐待相談種別対応件数	
3 児童虐待相談経路別対応件数	
4 児童虐待相談処遇別対応件数	
5 主たる虐待者	
6 被虐待児の年齢構成	
7 管内地域別相談対応件数	
IV 知的障害者更生相談所について	23
1 知的障害者更生相談所	
2 知的障がい者更生相談の状況	
(1) 知的障がい者更生相談の推移	
(2) 相談内容別件数	
(3) 判定内容別件数	

I 松本児童相談所について

児童相談所は児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に必要なとされる支援を行い、児童の福祉を図るとともに、その権利を守り尊重することを主たる目的として設置される行政機関である。

- 昭和23年 4月 児童福祉法の規定に基づき、長野市に県内一円を管轄区域として、長野県児童相談所が設置され児童相談業務を開始した。
- 24年 5月 松本児童相談所が松本市大名町76番地に設置され、中信地区1市4郡が管轄区域となった。
- 25年 5月 松本市若松町 1467番地（現在の埋橋1-9-18）に庁舎を新築移転、一時保護所として松本精機寄宿舍を買収し改装した。
- 26年 4月 飯田市、下伊那郡が松本児童相談所の管轄となった。
- 29年 4月 飯田市、下伊那郡が諏訪児童相談所に移管となり、松本児童相談所の管轄区域は、創設時の中信地区1市4郡に戻った。
- 46年 3月 松本市桐2-4-39に庁舎を新築移転した。
- 平成15年 4月 一時保護所が通年実施となる。
- 17年 2月 山口村が岐阜県中津川市への合併により管轄外となる。
- 17年 4月 東筑摩郡波田町9986（旧県建設技術学園）に庁舎を改装移転した。
- 22年 3月 松本市と波田町の合併により、松本市波田9986となる。
- 27年 4月 家庭支援課に係制が敷かれ、3課4係体制となる。



管内の状況

郡市名	令和2年1月現在		令和元年10月1日現在		
	総面積(km ²)	全県に占める割合	総人口	児童人口(18歳未満)	児童が占める割合
松本市	978.47	7.2	240,276	37,113	15.4
大町市	565.15	4.2	26,435	3,305	12.5
塩尻市	289.98	2.1	66,737	10,202	15.3
安曇野市	331.78	2.4	94,463	14,407	15.3
木曾郡	1,546.15	11.4	25,936	3,100	12.0
東筑摩郡	268.51	2.0	21,202	2,988	14.1
北安曇郡	544.50	4.0	30,379	4,164	13.7
管内計	4,524.54	33.4	505,428	75,279	14.9
県計	13,561.56	100.0	2,049,653	309,209	15.1

1 令和2年度 松本児童相談所 運営方針

《基本方針》

子どもの権利を基礎とした新たな社会的養育に関する社会的動向を踏まえ、市町村等関係機関と適切な連携や役割分担を図りながら、児童虐待を始めとする児童に関する相談に応じる。相談においては、児童の権利擁護を絶えず意識し、児童の最善の利益を実現するべく最も効果的な援助を行う。

《重点事項》

1 児童虐待相談への対応

児童虐待通告に対しては、速やかに児童の安全を確認するとともに、初期対応マニュアルに基づく調査、的確なアセスメントを行い、必要な児童へは一時保護により安全を確保する。

一時保護を含め保護者から分離した児童については、分離中の状態を的確に把握し、家庭復帰を検討するに当たっては、児童の安心安全の確認を最優先し、家族関係支援プログラム等に基づき判断する。

保護者等からの分離後家庭に戻る児童も含め在宅で支援していく児童に対しては、家族関係の改善・虐待の再発防止等のために、要保護児童対策地域協議会を始めとする関係機関とアセスメントシートの活用等により緊密な連携の中で適切な支援をしていく。また警察との協定に基づく情報提供、連携によりの確な対応を図る。

2 家庭養育の推進

「長野県家庭的養護推進計画」（「長野県社会的養育推進計画」に変更予定）に基づき、新設の家庭養育推進係を中心として里親養育に積極的に取り組む。昨年度から発足した里親委託等推進委員会の開催により地域全体で里親を支援する体制作りや里親登録促進のための広報啓発活動を行う。加えて、平成30年度に開始した、乳幼児の里親等委託率の向上を目指すためのプロジェクトを、松本市・松本赤十字乳児院・塩尻市・松本児童園と連携して進める。

3 里親委託児童・児童福祉施設等入所児童の自立支援の推進

被虐待経験や発達障がい等、様々な課題を有する委託・入所児童が増加している現状を踏まえ、里親や福祉施設等の担当者と綿密な情報交換や家族関係支援プログラム等に基づいた支援を行い、種々の困難事案に窮する里親・児童福祉施設等への技術支援を通して、委託・入所児童の自立支援を推進する。

4 一時保護所入所児童への支援

- ・一時保護所の生活が個々の児童にとって安心安全な場であることを基本とした上で児童の権利擁護の観点から日々の生活環境の整備や個別の支援に取り組む。
- ・児童指導員と児童心理司による定期的なミニカンファレンスにより、入所児童の適切な見立てと日々の対応方法の確認を行い、一時保護所内で一致した支援を行う。
- ・保護所職員と児童福祉司等で定期的なカンファレンスを行い、一時保護期間の長期化を 방지退所後を見据えた援助プランに基づき支援する。
- ・入所児童の生活、経験を豊かにするため、ボランティアを活用し魅力ある日中活動を行う。

5 子どもと家庭への支援に関する市町村への技術支援

子ども、家庭相談については身近な市町村が第一義的な相談窓口となっているが、小規模自治体が多いという管内の特徴もあり、児童家庭支援センター等とも連携して市町村との情報交換や支援を行っていく。

2 令和2年度 事業内容

(1) 相談・指導

区 分	業 務 内 容
所内相談	原則として予約制（電話相談は随時）にて、相談援助活動を行う
訪問相談	必要に応じて家庭、学校、施設等を訪問し、相談援助活動を行う

(2) 一時保護

緊急保護、行動観察、短期入所指導のため、一時保護を実施する。

また、必要に応じて児童福祉施設等に委託して実施する。

区 分	業 務 内 容
緊急保護	被虐待児・棄児・迷子児・家出児等の応急的保護
行動観察	児童の対人関係、生活意欲、行動特性等の観察評価
短期入所指導	短期間の生活指導・心理治療等

(3) 定例診断

区 分	実 施 時 期 等	実 施 場 所	実 施 内 容
精神科診断	毎月 第3 木曜日	所 内	嘱託医による診断
児童精神科診断	毎月 第2・第4 月曜日	〃	〃
小児科診断	毎月 第2・第4 金曜日	〃	〃

(4) 措置

通告・送致された児童又は相談に応じて、児童及びその保護者に対して必要があると認められた時は、次のような措置をとる。

訓戒又は誓約、児童福祉司指導、市町村指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、社会福祉主事指導、里親・ファミリーホーム等委託、福祉施設入所、家庭裁判所送致、指定医療機関委託

(5) 児童福祉施設入所児童の自立支援強化

児童虐待事例など入所児童自立支援計画に基づく援助指針を共有化するため、ケース検討会・連絡会等を実施する。

施設入所をしている虐待ケースについて家族関係支援プログラムを策定し、施設と協議のうえ自立支援計画票を策定、以降定期的な見直しを行い家族への支援をしていく。

(6) 児童虐待防止対策

児童虐待に対して早急かつ適切な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等との連携を強化し、啓発を図る。

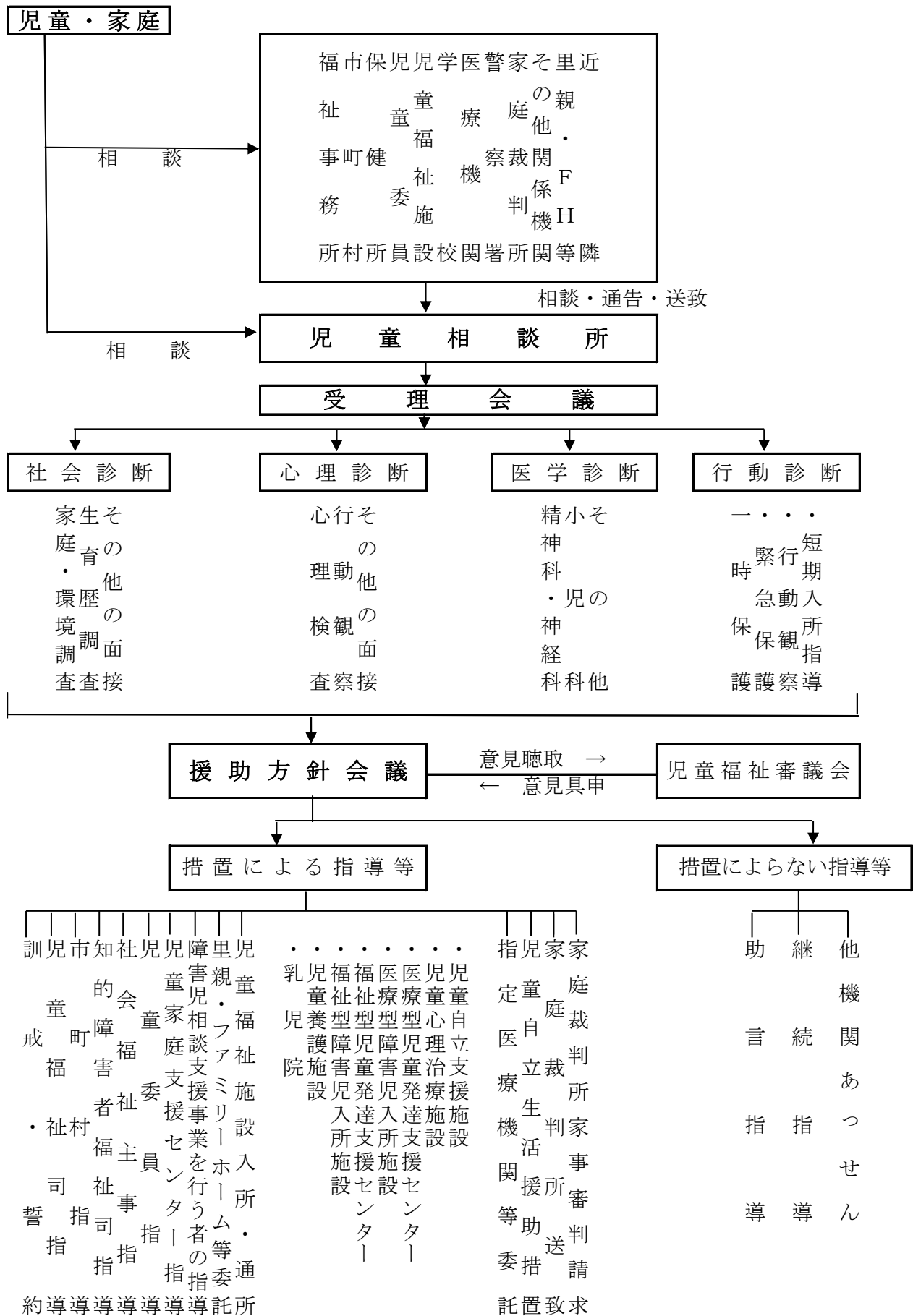
市町村が主に対応する虐待ケースについて、技術的助言等の支援を行い、市町村のスキルアップを図る。

3 相談の種類及び主な内容

種 類		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
	児 童 虐 待	身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達遅れの遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 がい 相 談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障がい児に関する相談。
	言 語 発 達 障 がい 等 相 談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。）
	重 症 心 身 障 がい 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 がい 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 がい 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童、及び注意欠陥多動性障がいを有する児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。）
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記の相談のいずれにも該当しない相談。

4 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。



Ⅱ 児童相談の状況について

1 児童相談の推移

(1) 経路別受付状況

相談経路		年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
								件 数	構 成 比 (%)
都 市 道 町 府 村 県	福 祉 事 務 所		230	236	227	221	223	225	16.5
	児 童 委 員			2				0	0.0
	そ の 他		136	111	176	213	98	81	5.9
	小 計		366	349	403	434	321	306	22.4
児 童 福 祉 施 設 指 定 医 療 機 関 等			51	42	34	27	33	21	1.5
警 察 等			114	229	252	241	368	334	24.4
家 庭 裁 判 所			2	1	2		2	0	0.0
保 健 所 及 び 医 療 機 関	保 健 所		21	24		1	6	0	0.0
	医 療 機 関		11	8	17	12	41	26	1.9
	小 計		32	32	17	13	47	26	1.9
学 校 等	学 校		68	64	41	45	110	88	6.4
	教 育 委 員 会 等		7	1	4	7	5	0	0.0
	小 計		75	65	45	52	115	88	6.4
里 親 ・ 保 護 受 託 者			3	1	1	1	2	3	0.2
家 族 ・ 親 戚			432	308	282	301	375	430	31.5
近 隣 ・ 知 人			45	49	53	36	82	91	6.7
児 童 本 人			8	9	6	7	7	12	0.9
そ の 他			35	26	40	42	43	56	4.1
合 計			1,163	1,111	1,135	1,154	1,395	1,367	100.0

(2) 相談種別受付状況

相談種類	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
							件 数	構 成 比 (%)
養 護 相 談		497	503	612	618	737	765	56.0
虐 待 (再掲)		339	399	416	484	586	593	43.4
保 健 相 談		3	2				0	0.0
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由	2	12	6	0	11	5	0.4
	視 聴 覚 障 が い		1		1		0	0.0
	言 語 発 達 障 が い 等	4	14	16	17	6	5	0.4
	重 症 心 身 障 が い	5	28	4	6	26	10	0.7
	知 的 障 が い	391	356	336	360	406	392	28.7
	発 達 障 が い	41	16	37	35	30	51	3.7
	小 計	443	427	399	419	479	463	33.9
	非 行 相 談							
ぐ 犯 等	36	20	13	23	29	16	1.2	
触 法 行 為 等	9	6	4	2	10	8	0.6	
小 計	45	26	17	25	39	24	1.8	
育 成 相 談	性 格 行 動	62	57	44	37	31	41	3.0
	不 登 校	21	11	2	7	2	2	0.1
	適 性	3					1	0.1
	し つ け	29	18	7	2	5	6	0.4
	小 計	115	86	53	53	46	50	3.7
そ の 他 の 相 談	60	67	54	46	102	65	4.8	
未 処 理						0	0.0	
合 計		1,163	1,111	1,135	1,161	1,403	1,367	100

* 未処理の欄には、相談種類について年度末時点で調査中のものを計上してあります。

(3) 相談結果の状況

相談結果		年度					令和元年度	
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	件 数	構 成 比 (%)
面 接 指 導	助 言 指 導	881	946	954	916	1,080	1,038	74.1
	継 続 指 導	179	100	101	123	132	177	12.6
	他機関あつせん	1	4	4		1	4	0.3
	小 計	1,061	1,050	1,059	1,039	1,213	1,219	87.1
児童福祉司指導		8	4	5	7	7	11	0.8
児童委員指導							0	0.0
福祉事務所送致						23	30	2.1
訓 戒 ・ 誓 約				3			0	0.0
児 童 福 祉 施 設	入 所	40	35	27	38	36	34	2.4
	(再掲) 法第27条の3 家庭裁判所送致						0	0.0
	通 所	1	2	1		1	1	0.1
	小 計	41	37	28	38	37	35	2.5
指定医療機関等委託		1					0	0.0
里 親 等 委 託		4	3	9	8	8	6	0.4
法第27条第1項第4号							0	0.0
家庭裁判所送致							0	0.0
児童自立生活援助措置							0	0.0
そ の 他		70	61	55	89	134	99	7.1
未 処 理		16					0	0.0
合 計		1,201	1,155	1,159	1,181	1,422	1,400	100.0

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

2 相談種別相談結果の状況

相談結果	相談種類	養護		保	障がい相談							非行相談			育成相談				その他の相談	合計	
		う	ち		健	肢	視	言	重	知	発	小	ぐ	触	小	性	不	適			し
		虐待	待	相	体	聴	語	症	的	達	計	犯	法	格	登	性	つ	計			
面接指導	助言指導	573	455		1		5	4	304	41	355	8	3	11	30	1	1	6	38	61	1,038
	継続指導	149	120							7	7	7	4	11	9	1			10		177
	他機関あつせん	3	3								0			0					0	1	4
	小計	725	578		1		5	4	304	48	362	15	7	22	39	2	1	6	48	62	1,219
	児童福祉司指導	9	9								0	1	1	2					0		11
	児童委員指導										0			0					0		0
	福祉事務所送致				1			1	26		28			0					0	2	30
	訓戒・誓約										0			0					0		0
児童福祉施設	入所	33	14								0	1		1					0		34
	(再掲) 法第27条の3 家庭裁判所送致										0			0					0		0
	通所										0			0	1				1		1
	小計	33	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	35
	指定医療機関等委託										0			0					0		0
	里親等委託	6	1								0			0					0		6
	法第27条第1項第4号 家庭裁判所送致										0			0					0		0
	児童自立生活援助措置										0			0					0		0
	その他	18	9		3			5	64	4	76		1	1	3				3	1	99
	未処理										0			0							0
	合計	791	611	0	5	0	5	10	394	52	466	17	9	26	43	2	1	6	52	65	1,400

*相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数とは一致しない場合があります。

3 年齢別相談受付状況

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け 他	そ の 他	計	不 明		
																	男	女	
0	69														2	71	43	28	
1	59						6								5	70	39	31	
2	45					1	9							1	5	61	35	26	
3	55					1	8							1	3	68	34	34	
4	30		1			1	17	2						1	6	58	36	22	
5	41		1				21	2			1			2	5	73	39	34	
6	48				3		27	4			1				5	88	42	46	
7	45				1		14	6	1						3	70	40	30	
8	40						24	6	1		1				6	78	58	20	
9	42				1	2	19	6	1		4			1	3	79	44	35	
10	48		1				21	2	2	1	3	1	1		2	82	56	26	
11	38						32	4	2	1					6	83	55	28	
12	47						14	3		1	3				2	70	41	29	
13	35		1			1	17	3	2	3	4				2	68	36	32	
14	37					2	37	7	5	1	7	1			2	99	61	38	
15	30		1				35	4	2		6				2	80	47	33	
16	23					2	23	2		1	3				3	57	27	30	
17	31						45				6				3	85	52	33	
18 以上	2						23				2					27	19	8	
不明																0	0	0	
計	765	0	5	0	5	10	392	51	16	8	41	2	1	6	65	1,367	804	563	0
男	393	0	3	0	2	4	277	37	11	7	27	1	1	3	38	804	/		
女	372	0	2	0	3	6	115	14	5	1	14	1	0	3	27	563			
不明																0			

4 市町村別相談受付状況

	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	合計
松本市	439		1		2	6	197	19	6	4	25	2		1	49	751
大町市	18						10	4	1		4					37
塩尻市	100		1		1	3	47	6	6		3				2	169
安曇野市	103		2		2	1	75	13	2	1	4				11	214
木曾郡	木曾町	2					6							1		9
	南木曾町	3					7						1			11
	上松町	1					3			2	1					7
	木祖村						1							2		3
	王滝村															0
	大桑村	1					2							1	1	5
東筑摩郡	麻績村		1				1									2
	筑北村	4					8									12
	生坂村	9														9
	山形村	23					5	3	1		2				2	36
	朝日村	11					2			1						14
北安曇郡	池田町	19					14	2								35
	松川村	6					3	2								11
	白馬村	14					6									20
	小谷村						3				1					4
その他	12					2	2			1			1		18	
合計	765	0	5	0	5	10	392	51	16	8	41	2	1	6	65	1,367

5 調査・診断及び心理療法・カウンセリング処理状況

指導等の別		児 童	保 護 者	そ の 他	合 計	
調査・社会診断指導		809	1,517	4,797	7,123	
医学診断指導	診 察 ・ 指 導	116	32	45	193	
	医 学 的 検 査					
	そ の 他	15	1	1	17	
	小 計	131	33	46	210	
心理診断	検 査	知 能 検 査	305		3	308
		発 達 検 査	117	21	4	142
		人 格 検 査	61			61
		そ の 他 の 検 査	46	4	2	52
		検 査 小 計	529	25	9	563
	指 導	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	698	388	98	1,184
小 計		1,227	413	107	1,747	
その他の診断指導		10			10	
心理療法 カウンセリング等	医 師					
	児 童 心 理 司	114		10	124	
	児 童 福 祉 司		2		2	
	そ の 他 の 職 員					
	小 計	114	2	10	126	
合 計		2,291	1,965	4,960	9,216	

6 児童福祉施設等措置状況

(1) 入退所・年度末在籍の状況

施設の種類	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
入 所 ・ 委 託	14	16	1	3			34
移 管 に よ る 増							0
措 置 解 除	7	27	3	1	1		39
移 管 に よ る 減	1	4					5
年 度 末 在 籍 人 員	17	97	2	6	6	1	129

*情緒障害児短期治療施設は、平成29年度から児童心理治療施設に名称を変更

(2) 措置解除の理由

施設の種類	退所の理由	家 庭 復 帰	保 育 学 齢 等 入 所 達	社 会 的 自 立	措 置 変 更	里 親 委 託	成 人 施 設 移 管	死 亡	そ の 他	合 計
乳 児 院		3				4				7
児 童 養 護 施 設		17		5					5	27
児 童 自 立 支 援 施 設		3								3
児 童 心 理 治 療 施 設		1								1
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設									1	1
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設										0
計		24	0	5	0	4	0	0	6	39

(3) 措置停止・措置中等の調査及び指導状況

	措 置 停 止	調 査 ・ 診 断 ・ 指 導
児 童 福 祉 施 設	23	2,410
指 定 医 療 機 関 障 害 者 支 援 施 設		
里 親	4	696
合 計	27	3,106

(4) 市町村別入所・委託措置開始状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
市町村								
松本市		7	7		1			15
大町市								0
塩尻市		3	1	1				5
安曇野市		2	3		1			6
木 曾 郡	上松町		2					2
	南木曾町							0
	木曾町							0
	木祖村							0
	王滝村							0
	大桑村							0
東 筑 摩 郡	麻績村							0
	生坂村							0
	山形村	2						2
	朝日村		2					2
筑北村							0	
北 安 曇 郡	池田町		1		1			2
	松川村							0
	白馬村							0
	小谷村							0
他 県								0
合 計		14	16	1	3	0	0	34

(5) 市町村別年度末在籍状況

施設種類		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
松本市		11	51	1	4	3	1	71
大町市			4					4
塩尻市		2	8	1		2		13
安曇野市		1	15		1			17
木曾郡	上松町		3					3
	南木曾町		2					2
	木曾町							0
	木祖村		1					1
	王滝村							0
	大桑村							0
東筑摩郡	麻績村							0
	生坂村							0
	山形村	3	2					5
	朝日村		4					4
	筑北村		1			1		2
北安曇郡	池田町		5		1			6
	松川村							0
	白馬村		1					1
	小谷村							0
その他								0
合計		17	97	2	6	6	1	129

7 里親の状況

(1) 登録里親の状況

新規及び取消	里親数
新規（年度中）	20
取消（年度中）	9
年度末現在	55
児童委託歴のある里親数	27
養子縁組成立里親数	19
委託されている里親数	14

※委託されている里親数にはファミリーホームが含まれています。

(2) 里親委託児童の年齢別状況

令和2年3月31日現在

年齢	委託児童数
0歳	3
1～6歳	4
7～12歳	6
13～15歳	5
16歳以上	4
合計	22

※里親家庭の委託児童17名
ファミリーホームへの委託児童5名

(3) 市町村別の状況

市町村	里親数	委託児童数	
松本市	27	4	
大町市	2	5	
塩尻市	6	3	
安曇野市	14	1	
木曾郡	上松町	1	1
	南木曾町		
	木曾町	1	2
	木祖村		
	王滝村	1	1
	大桑村		
東筑摩郡	麻績村		
	生坂村		
	山形村	1	
	朝日村		
北安曇郡	筑北村	1	1
	池田町	1	1
	松川村		
	白馬村		
小谷村			
管外	4	4	
合計	59	23	

※里親数には、ファミリーホーム2世帯（管内：1、管外：1）が含まれています。

※委託児童数には、他の児童相談所からの委託児童1名を加えて計上しています。

8 一時保護の状況

(1) 目的別保護状況

所別 目的別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
緊急保護	7	30	10	19	11	77	143	932	215	876	296	2,462
行動観察		3	3	2	1	9		52	110	28	23	213
短期入所指導				1		1				47		47
合 計	7	33	13	22	12	87	143	984	325	951	319	2,722

(2) 相談種別保護状況

所別 相談種別	実 人 員						延 人 員					
	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計
養 護	7	21	13	17	10	68	143	497	325	713	290	1,968
保 健		9		2	1	12		345		28	6	379
肢体不自由						0						0
視聴覚障がい						0						0
言語発達障がい 等						0						0
重症心身障がい						0						0
知的障がい						0						0
発達障がい		1				1		127				127
ぐ 犯 等		1		2		3		13		151		164
触法行為等					1	1					23	23
性格行動		1		1		2		2		59		61
不 登 校						0						0
適 性						0						0
し つ け						0						0
そ の 他						0						0
合 計	7	33	13	22	12	87	143	984	325	951	319	2,722

(3) 年齢別相談種別保護状況

	養護相談	障害	非行相談	育成相談	その他	合計
0～5歳	0	0	0	0	0	0
6～11歳	37	0	0	0	0	37
12～14歳	28	1	3	1	0	33
15歳以上	15	0	1	1	0	17
合計	80	1	4	2	0	87

9 一時保護委託の状況

(1) 委託先別保護状況

	実人員	延人員
児童福祉施設	57	2,227
その他	25	312
合計	82	2,539

(2) 目的別保護状況

	実人員	延人員
緊急保護	76	2,528
行動観察	6	11
短期入所指導		
合計	82	2,539

10 養護相談の状況

理由別 処理別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				3	14	13	3	33
里親委託					1	2	3	6
面接指導			1	18	578	118	10	725
その他	1	1			18	4	3	27
合計	1	1	1	21	611	137	19	791

11 障害相談の状況

(1) 療育手帳交付の状況

① 新規交付・再判定

	児童相談所	知的障害者更生相談所
新規交付	113	51
再判定	195	124

② 交付台帳搭載数

		前年度末	新規交付	転入	転出返還	変更		年度末
						18歳到達	障害程度	
A	18歳未満	258	10	1	1	-27	19	260
(重度)	18歳以上	1,371	1	6	24	27	9	1,390
B	18歳未満	973	103	3	9	-81	-19	970
(中軽度)	18歳以上	2,393	50	14	29	81	-9	2,500
合計		4,995	164	24	63			5,120

(2) 重症心身障害児（者）の状況

施設利用の状況（利用契約を除く措置入所分）

	入所・委託数
医療型障害児入所施設	1

12 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の実施状況

(1) 1歳6か月児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
1	0	0

(2) 3歳児精神発達精密健診

精密健診実施児童数	事後指導状況	
	実人数	延回数
0	0	0

Ⅲ 児童虐待相談について

松本児童相談所

1 児童虐待相談対応件数の推移

区分	年度												令和元年度
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
全国	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	—	
長野県	530	517	839	767	1,016	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370	2,804	
管内	126	118	220	227	241	247	340	399	432	432	599	611	

2 児童虐待相談種別対応件数

年度	種別	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			保護の怠慢・拒否			計		
		国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
29年度		33,223	414	82	1,537	20	3	72,197	1,247	302	26,821	367	107	133,778	2,048	494
30年度		40,238	518	126	1,730	15	1	88,391	1,456	378	29,479	381	94	159,838	2,370	599
令和元年度		—	671	146	—	20	5	—	1,647	368	—	466	92	—	2,804	611

3 児童虐待相談経路別対応件数

年度	経路	家族	児童	近隣	市町	都道	医療	福祉	警察等	学校等	その他	計
		親戚	本人	知人	村等	府県等	機関	施設等				
29年度	国	11,835	1,118	16,982	9,291	9,526	3,367	2,063	66,055	9,281	4,260	133,778
	県	234	18	83	300	235	32	59	857	205	25	2,048
	管内	55	5	20	67	68	7	6	228	34	4	494
30年度	国	13,492	1,414	21,449	10,558	10,799	3,758	2,477	79,138	11,449	5,304	159,838
	県	226	31	171	366	90	61	53	975	366	31	2,370
	管内	36	10	43	36	29	24	14	324	75	8	599
令和元年度	国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	348	47	201	452	121	71	65	1,052	395	52	2,804
	管内	81	10	72	47	19	10	10	285	69	8	611

4 児童虐待相談処遇別対応件数

年度	処遇	施設入所			里親委託			面接指導			その他			計		
		国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内	国	県	管内
29年度		3,986	76	23	593	14	1	121,182	1,904	461	9,391	54	9	135,152	2,048	494
30年度		7,067	60	19	1,650	22	5	143,957	2,214	563	9,404	74	12	162,078	2,370	599
令和元年度		—	96	14	—	20	1	—	2,585	578	—	103	18	—	2,804	611

5 主たる虐待者

虐待者 年度		父		母		その他	計
		実父	実父以外	実母	実母以外		
29 年 度	国	54,425	8,175	62,779	754	7,645	133,778
	県	870	121	990	12	55	2,048
	管内	230	20	233	0	11	494
30 年 度	国	65,525	9,274	75,177	797	9,065	159,838
	県	1,014	137	1,165	13	41	2,370
	管内	275	35	271	0	18	599
元 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	1,188	155	1,395	11	55	2,804
	管内	250	36	304	1	20	611

6 被虐待児の年齢構成

年齢 年度		0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
		29 年 度	国	27,046	34,050	44,567	18,677
県	371		529	689	296	163	2,048
管内	104		121	165	70	34	494
30 年 度	国	32,302	41,090	53,797	21,847	10,802	159,838
	県	398	414	836	417	305	2,370
	管内	111	110	196	104	78	599
元 年 度	国	—	—	—	—	—	—
	県	510	493	1,027	463	311	2,804
	管内	123	101	224	101	62	611

7 管内地域別相談対応件数

区分 郡市別	虐待の種類				合計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	
松本市	76	5	198	56	335
大町市	9		7		16
塩尻市	18		57	10	85
安曇野市	22		53	14	89
木曾郡			3	1	4
東筑摩郡	11		27	5	43
北安曇郡	7		19	4	30
その他	3		4	2	9
合計	146	5	368	92	611

IV 知的障害者更生相談所について

1 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて各都道府県ごとに設置されている機関であり、主たる業務は次のようなものである。

- (1) 知的障がい者もしくはその家族からの相談に応ずる。
- (2) 知的障がい者の医学的・心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な助言を行う。

具体的には、施設入所にかかわる判定（判定書交付）、療育手帳の交付判定や再判定及び生活上の相談などである。

長野県では昭和35年に長野市に設置され、後に昭和46年に中央児童相談所に付置された。

また、県下各地の相談者の便宜を図るため、県内の他の4所の児童相談所にも知的障害者更生相談所の次長及び兼務職員を置き、相談判定業務を行うこととされた。

2 知的障がい者更生相談の状況（松本児童相談所扱い分）

(1) 知的障がい者更生相談の推移

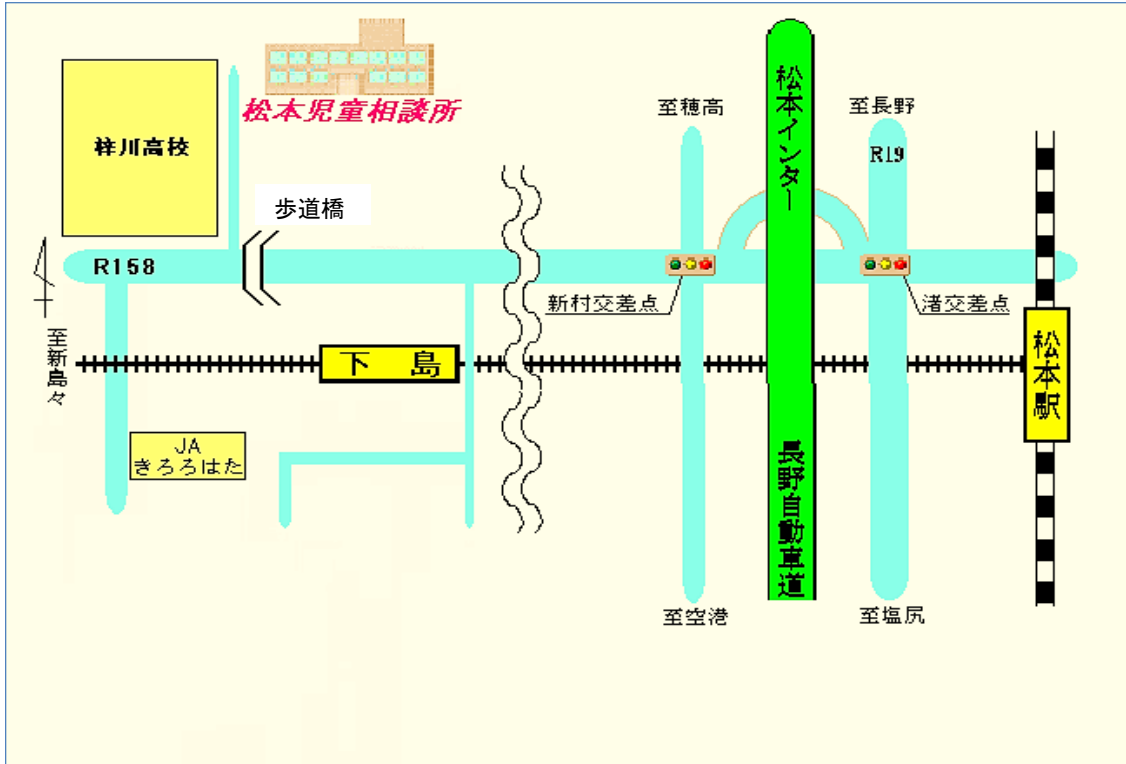
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延件数	232	208	220	199	227	243	305	321

(2) 相談内容別件数

	施設入所	療育手帳	その他	合計
来所	0	232	77	309
巡回	0	11	1	12
合計	0	243	78	321

(3) 判定内容別件数

	医学的判定	心理判定	合計
来所	17	164	181
巡回	0	11	11
合計	16	175	192



『業務概要』《令和元年度事業年報》

〒390-1401

長野県松本市波田9986

長野県松本児童相談所

TEL 0263-91-3370

FAX 0263-92-1550



しあわせ信州